
子育て・幼児教育

1	重点目標	P33
2	子育て・幼児教育関係事業	P33
3	子育て・幼児教育施設	P36
4	保護者支援制度	P36

➤ 1 重点目標

- 1 家庭と一体となった子育て支援
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 早期療育の推進
- 4 児童虐待の防止

※詳細は、P6「当別町教育推進計画」参照

➤ 2 子育て・幼児教育関係事業

(1) 特別保育事業

事業	実施場所及び日時	利用料等	対象	概要
延長保育事業	認定こども園 おとぎのくに 当別夢の国幼稚園 18時30分～19時30分	課税世帯 1日300円 (月額上限)2,500円 非課税世帯 1日60円 (月額上限)600円	各施設 利用児童	保護者の就労形態の多様化等により、通常の保育時間を超えて保育の実施が必要な場合に延長保育を行う。
障がい児保育事業	認定こども園 おとぎのくに 当別夢の国幼稚園 4月～3月	無料	各施設 利用児童 (3歳児以上)	心身に障がいや発達に遅れを有する児童に対し、保育士を加配し適切な支援を行うことで、当該児童の心身の健全な発達及び育成を促進する。

事業名	実施場所及び日時	利用料等	対象	概要
一時預かり 事業	〈一般型〉 認定こども園 おとぎのくに 7時30分～18時30分	3歳児未満 1日2,000円 3歳児以上 1日1,500円 非課税世帯無料	1歳6ヵ月～ 就学前	保護者が一時的に家庭での保育が困難な場合等、育児負担の軽減を図るため、児童に対し保育を行う。
	〈幼稚園型〉 認定こども園 おとぎのくに 当別夢の国幼稚園 ①7時30分～8時30分 ②14時45分～18時30分 ③土曜・長期休み	①1日200円 (月上限2,000円) ②1日800円 (月上限10,000円) ③1日1,000円	幼稚園児 及び2歳児	保護者の私用や仕事など希望により、教育時間前後に預かり保育を行う。

(2) 子ども発達支援センター事業

事業名	実施場所及び日時	利用料等	対象	概要
児童発達 支援事業	子ども発達支援センター 4月～3月	1回1,054円	未就学児	日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適用することができるよう、適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
放課後等 デイサービス 事業	子ども発達支援センター 4月～3月	放課後 1回833円 学校休業日 1回953円	就学児	生活能力の向上のために必要な訓練を行う等、社会との交流を図ることができるよう、適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
保育所等 訪問支援 事業	保育所等所属施設 4月～3月	単独支援 1回1,136円 複数支援 1回1,057円	子ども発達 支援センター 利用者	保育所等における集団生活に適應することができるよう、当該保育所等において適切かつ効果的な支援を行う。
障害児相談 支援事業	子ども発達支援センター 4月～3月	無料	18歳以下	児童福祉法に基づく障害児通所支援等の利用に必要な障害児支援利用計画等を作成し、サービス担当者会議を開催する。
特定相談 支援事業	子ども発達支援センター 4月～3月	無料	一般	障害者総合支援法及び介護保険法に基づく居宅サービス等の利用に必要なサービス利用計画等を作成し、サービス担当者会議を開催する。

(3) 学童保育事業

事業名	開催月日	会場	対象	概要
放課後児童健全育成事業 (当別町子どもプレイハウス)	4月～3月 (月～土) 【平日】 下校時～18時 【土・長期休業日】 8時～18時 ※18時～19時は延長保育実施(利用料別途必要)	当別子どもプレイハウス (当別小学校内) 西当別子どもプレイハウス (西当別小学校内)	小学生	仕事等の理由により、放課後等に保護者がいない家庭の児童の保育を行い、安全な環境で集団活動を行う。 【事業内容】 ・学習指導 ・スポーツ活動 ・合同遠足 ・映画鑑賞 ・調理体験 ・ハンドクラフト ・お楽しみ会 ・放課後学習会 等

(4) 子育て支援事業

事業名	開催月日	会場	対象	概要
子育て支援拠点事業 (当別町子育て支援センター事業)	4月～3月 (月～金)	当別町総合保健福祉センター (機能訓練室等) 認定こども園おとぎのくに内 (すみれルーム)	乳幼児とその保護者	町内の子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等きめ細かな子育て支援活動を実施するため、町内2か所に子育て支援センターを設置し、育児者の子育てに対する不安感、孤立感、負担感の解消を目指す。 【事業内容】 ・設定保育事業 あそびのひろば(0歳～6歳までの就学前の子どもと保護者) ・子育て講座 ・育児者リフレッシュ講座 ・子育て支援情報提供 ・子育て相談 等
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	4月～3月		小学生以下の子どもがいる家庭	ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設立し、地域の子育ては地域の力で支援する相互協力体制構築により、地域全体で子どもを育てる機運を高め、子育てしやすい環境を整備する。
児童虐待防止事業	4月～3月	認定こども園 各小・中学校	18歳未満の子ども	児童虐待に対する適切な対応、防止、予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する啓発を行う。

➤ 3 子育て・幼児教育施設

子ども発達支援センター

所在地	石狩郡当別町西町 32 番地 1 障害児通所支援事業所 電話・FAX 0133-23-3009 障害児相談支援・特定相談支援事業所 電話 0133-23-2788
開設時間	午前 8 時 45 分 ～ 午後 5 時 15 分
休所日	土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 5 日）
施設概要	個別指導室、集団指導室、相談室、検査室、事務室

➤ 4 保護者支援制度（子育て・幼児教育）

(1) 私立幼稚園助成費

【対象施設：学校教育法に基づく私立幼稚園（※新制度に移行した幼稚園を除く）】

(ア) 就園奨励費補助金

私立幼稚園に通園する幼児の保護者の経済的負担の軽減と公・私立間の保護者負担の格差是正を図るため、入園料・保育料の軽減を行った私立幼稚園に対し、補助金を交付する。

(2) 教育・保育施設等助成費

【対象施設：子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・保育園・認定こども園】

(ア) 施設型給付費

保護者の経済的負担を軽減するため、児童 1 人の教育・保育にかかる費用の額と当該児童に係る利用者負担額の差分を教育・保育施設に対し、施設型給付費を支給する。

また、利用者負担額は、町民税所得割額に応じ、保育所については既存の保育料と比較し、幼稚園については就園奨励費を考慮し、増額とならないよう設定している。

(イ) 特別保育事業補助金等

多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業を実施している保育所等に対し、補助金等を交付する。

(ウ) 3 才未満児第 2 子無償化事業

保育認定を受けた 3 才未満児の第 2 子を対象に、利用者負担額を無償化し子育て世帯の経済的負担の軽減及び子どもを産み育てやすい環境の充実を図る。

(3) 幼児教育・保育の無償化

【対象施設：幼稚園・保育園・認定こども園・預かり保育・認可外保育施設等・就学前の障がい児発達支援施設など】

令和元年 10 月より、3～5 歳児（幼稚園は満 3 歳児を含む。）と住民税非課税世帯の 0～2 歳児を対象に、利用者負担額を無償化し子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等についても、保育の必要性の認定を受けることで利用料が無償となる。（上限あり）